

日本ボーイスカウト岡山連盟規約

第1章 総則

(名称と設置)

第1条 本連盟は、日本ボーイスカウト岡山連盟（以下「県連盟」という。）と称し、岡山県内における公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の加盟団をもって組織する。

② 県連盟に教育及び運営の機関として、総会、理事会、県連盟内コミッショナー会議、名誉会議及び各種委員会を設ける。

(目的)

第2条 県連盟は、日本連盟の定款に基づく教育規程に従い、県内のボーイスカウト運動（以下「本運動」という。）を推進し、同様の目的を有する他の団体と友好関係を図ることを目的とする。

(成立)

第3条 県連盟は、日本連盟の加盟登録承認を受けて成立する。

第2章 総会

(開催と招集)

第4条 県連盟は、毎年度1回、年次総会を開催する。理事会、または総会議員の3分の1以上の要求により、臨時総会を開催することができる。

② 総会は、連盟長（連盟長欠員の場合は、連盟を代表する者）が、招集する。

(招集の通知)

第5条 総会招集の正式通知は、開催1週間以前に総会議員が受領できるように送付しなければならない。

(構成)

第6条 総会は、次の各号に掲げる議員をもって構成する。

(1) 加盟員で加盟団を代表する者

(2) 第26条に規定する県連盟の役員

② 議長は、連盟長、またはその指名を受けた者、あるいは議員のうちから総会が選出した者がこれにあたる。

(議員の任期)

第7条 前条の議員の任期は、次回の総会議員が選出された時をもって終了する。

(成立と議決)

第8条 総会の定足数は、議員の過半数（委任状を含む）とし、その議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、県連盟規約の制定及び改正は、その3分の2以上の同意を得る。

② 前項の県連盟規約の制定及び改正は、日本連盟に速やかに届出する。

(議決の委任)

第9条 総会議員は、委任状によって他の出席議員に議決を委任することができる。ただし、委

任によって役員選出に関する議決に加わることはできない。

(承認事項)

第10条 次の事項は、年次総会の承認を受ける。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 当年度の事業計画及び予算
- (3) 県連盟役員を選任
- (4) 加盟団分担金の金額及び徴収方法
- (5) 県連盟規約の制定及び改正
- (6) その他重要事項

(審議)

第11条 総会は、提出議案につき、これを審議決定する。

第3章 理事会

(責務)

第12条 理事会は、県連盟の目的を達成するため、重要事項を協議決定し、県連盟の運営及び事業の執行にあたる。

(構成)

第13条 理事会の構成は、次のとおりである。

- (1) 理事長（議長）、(理事長事故ある場合は、副理事長、あるいは指名を受けた者)
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない)
- ② 連盟長、副連盟長、県連盟コミッショナー、県連盟副コミッショナー、理事でない各種委員会の委員長並びに監事は、随時理事会に出席し、発言することができる。ただし、議決の数に加わらない。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が招集し、主宰する。

(成立と議決)

第15条 理事会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、総会に提出する県連盟規約の改正に関する事項の議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(常任理事会)

第16条 理事会の委任した事項を審議するため、理事の互選により、常任理事会を設けることができる。

第3章の2 県連盟内コミッショナー会議

(責務)

第16条の2 県連盟内コミッショナー会議は、県連盟内の本運動における教育面及び指導面での推進を図るために開催する。

- ② 県連盟内コミッショナー会議は、理事会に提言をすることができる。

(構成)

第16条の3 県連盟内コミッショナー会議の構成は、次のとおりである。

- (1) 県連盟コミッショナー（議長）
- (2) 県連盟内のすべてのコミッショナー
- (3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない）

（招集と議決）

第16条の4 県連盟内コミッショナー会議は、必要の都度、県連盟コミッショナーが招集し、主宰する。

- ② 県連盟内コミッショナー会議の定足数は、過半数とし、その議決は多数決による。
- ③ 県連盟内コミッショナー会議の議決は、理事会に報告する。

第4章 名誉会議

（責務）

第17条 名誉会議は、理事会の委任により、表彰、感謝等の名誉及び名誉にもとる事項を審議決定する。

（構成）

第18条 名誉会議の構成は、次のとおりである。

- (1) 県連盟コミッショナー（議長）
 - (2) 名誉会議議員
 - (3) 事務局長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない）
- ② 県連盟副コミッショナーは、必要に応じて、名誉会議に出席し、発言することができる。ただし、議決の数に加わらない。

（招集と議決）

第19条 名誉会議は、必要の都度、県連盟コミッショナーが招集する。

- ② 名誉会議の定足数は、過半数とし、その議決は多数決による。
- ③ 名誉会議の議決は、理事会に報告しなければならない。

第5章 各種委員会

（設置）

第20条 理事会は、各種の運営委員会を設け、また必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

（運営委員会）

第21条 運営委員会は、スカウト、団運営、指導者養成の3種とし、次に掲げるおのおのの分担に従って、理事会の諮問にこたえとともに、理事会の委任した事項を処理するために、これを常設する。

- (1) スカウトに関する事項
- (2) 団運営に関する事項
- (3) 指導者養成に関する事項

（特別委員会）

第22条 特別委員会は、特定部門につき、理事会より委任された任務を行うため、必要の都度設ける。

- ② 任務及び期間は、設置の都度、理事会が指示する。

(招集)

第23条 運営委員会及び特別委員会は、随時これを開催するものとし、その都度、委員長が招集し、議長となる。

(議決の効力)

第24条 運営委員会及び特別委員会の議決は、特に、その決定の権限を理事会より委任された場合を除き、すべて理事会の議を経て、その効力を生じる。

第6章 スカウトクラブ

(スカウトクラブ)

第25条 県連盟は、本運動の趣旨に賛同する者を対象として県連盟内にスカウトクラブを組織するように努める。

第7章 役員及び委員

(役員の種類)

第26条 県連盟の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 連盟長 | 1名 |
| (2) 副連盟長 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 県連盟コミッショナー | 1名 |
| (7) 県連盟副コミッショナー | 若干名 |
| (8) 名誉会議議員 | 若干名 |
| (9) 監事 | 2名 |

(連盟長)

第27条 連盟長は、理事会の発議により、総会において推戴する。

② 連盟長は、県連盟地域内における本運動を代表し、統理する。

③ 連盟長の任期は、推戴の時から2年とし、再任を妨げない。

(副連盟長)

第28条 副連盟長は、必要に応じて、前条と同じ手続き及び任期をもっておくことができる。

② 副連盟長は、連盟長を補佐し、その事故あるときまたは欠員のとき、これを代理する。

(理事長)

第29条 理事長は、理事の互選により就任する。

② 理事長は、理事会の議長となり、県連盟を代表し、総理する。

(副理事長)

第30条 副理事長は、必要に応じて、理事の互選により就任する。

② 副理事長は、理事長を補佐し、その事故あるときまたは欠員のとき、これを代理する。

(地区代表理事)

第31条 削除

(理事)

第32条 理事は、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーが、合議のうえ、総会の承認を経て、

連盟長が委嘱する。

② 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(県連盟コミッショナー)

第33条 県連盟コミッショナーは、理事会の議決を経て連盟長が推薦し、日本連盟コミッショナーが日本連盟理事長と協議して委嘱する。

② 県連盟コミッショナーの任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は1月31日とする。

(資格)

第34条 県連盟コミッショナーの推薦にあたっては、次のことを考慮する。

(1) 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴を有すること。

(2) 本運動の経験及び知識を有すること。

(3) 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力を有すること。

(4) コミッショナー実修所を修了した者、または就任後できるだけ速やかにコミッショナー実修所を修了できる者であること。

(担当任務)

第35条 県連盟コミッショナーの任務は、次のとおりである。

(1) 県連盟コミッショナーは、県連盟における本運動が日本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、県連盟内の指導者に対して助言及び指導を行う。

(2) 県連盟コミッショナーは、理事会のもとで、スカウト教育について純正な推進を図り、理事会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で県連盟を代表する。

(3) 県連盟コミッショナーは、県連盟副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。

(4) 県連盟コミッショナーは、県連盟トレーニングチームを統括する。

(5) 県連盟コミッショナーは、県連盟内コミッショナー会議を主宰する。

(6) 県連盟コミッショナーは、名誉会議を主宰する。

(県連盟副コミッショナー)

第36条 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーの推薦により、理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

② 県連盟副コミッショナーは、県連盟コミッショナーを補佐し、分掌された任務を行うとともに、県連盟コミッショナーに事故または欠員のとき、これを代理する。

③ 県連盟副コミッショナーの任期、推薦条件等は、県連盟コミッショナーに準ずる。ただし、研修歴については、コミッショナー実修所をコミッショナー研修所と読み替えて適用する。

(名誉会議議員)

第37条 名誉会議議員は、総会においてその半数を選出し、残りの半数は、連盟長、理事長、県連盟コミッショナーが合議のうえ、総会の承認を経て、連盟長が委嘱する。

② 名誉会議議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(監事)

第38条 監事は、県連盟の資金及び経理を監査する。

② 監事は、総会において選任する。

③ 監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

④ 監事は、他の県連盟役員を兼ねることはできない。

(役員選考委員会)

第39条 監事及び総会選出の名誉会議議員は、団運営委員会による選考委員会を開き、候補者の推薦を行い、総会においてこれを選出する。

(役員任期)

第40条 役員任期は、コミッショナーを除き任期の最終年度総会終了の時までとする。

② 役員が退任する時には、後任者が就任するまでの間、なお、その職務を行う。

(役員補充及び増員)

第41条 削除

② コミッショナーを除く役員にあつては、理事会の議によつて、これを補充し次の県連盟総会へ報告する。

③ 補充または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(名誉役員)

第42条 県連盟は、理事会の決議を経て、名誉役員として顧問、相談役及び参与等をおくことができる。

② 名誉役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(先達)

第43条 県連盟は、教育、指導面に特に功績顕著であつた者に対し、理事会の議決を経て、先達の称号を贈ることができる。

(委員長)

第44条 運営委員会及び特別委員会の委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

② 運営委員会及び特別委員会の委員長は、理事の中から選任することを原則とする。

(副委員長)

第44条の2 運営委員会及び特別委員会に、必要に応じて副委員長をおくことができる。

② 副委員長は、委員の中から委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(委員)

第45条 運営委員会の委員は、各団から原則として2名ずつ選出された者及び必要に応じて、理事会の承認を得た者について理事長が委嘱する。

② 特別委員会の委員は、当該委員長と事務局長との合議のうえ、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

(技能章考査員)

第46条 技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者のうちから、理事会の議を経て、連盟長が委嘱する。

② 技能章考査員任期は、委嘱された年の翌々年の3月末日までとし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長及び委員任期)

第47条 運営委員会の委員長、副委員長及び委員任期は、2年とし、再任を妨げない。

② 特別委員会の委員長、副委員長及び委員任期は、その都度これを決定する。

③ 補充または増員による委員長、副委員長及び委員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第8章 事務局

(設置)

第48条 県連盟の業務執行機関として事務局を設ける。

② 事務局の業務は、理事会の議定のもとに執行される。

③ 事務局には、事務局長及び事務局次長のほか、必要な職員を置くことができる。

(任免)

第49条 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を経て、理事長が任命する。また、必要に応じ事務局職員及び雇員を、理事長が任免する。

(事務局長任務)

第50条 事務局長の任務は、次のとおりである。

(1) 理事会の議定のもとに、県連盟の事務を執行する

(2) 理事会、県連盟内コミッショナー会議、名誉会議及び各種委員会の幹事役となる

(3) 事務局の長として、事務局の運営、管理の責に任ずるとともに、事務局職員及び雇員の監督指導を行う

(事務局次長任務)

第50条の2 事務局次長の任務は、次のとおりである。

(1) 理事会の議定のもとに、県連盟ホームページの管理運営責任者としての事務を執行する

(2) 事務局長から指示された事務を補佐する

(勤務及び給与)

第51条 事務局長、事務局次長及び事務局職員等の勤務は非常勤とし、理事会の議を経て、有給とすることができる。

第9章 経理

(資金の管理)

第52条 県連盟の資金及び経理は、理事会の議決に従い運営され、かつ、管理されなければならない。

(資金の充足)

第53条 県連盟の資金は、分担金、寄付金、その他とする。

② 県連盟は、連盟を維持するための分担金を加盟団に課することができる。ただし、その金額及び徴収方法は、総会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第54条 県連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(監査)

第55号 県連盟の決算は、監事の監査を受け、年次総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第10章 地区組織

(地区の区分)

第56条 県連盟は、地理的条件、実状、地域の加盟団の状況等を勘案し、県連盟の運営を円滑にするために、理事会が定める地域ごとに地区を設けることができる。

(地区の構成)

第57条 地区を設ける場合、地区内のすべての加盟団で構成する。

(地区の目的)

第58条 地区を設ける場合、次に掲げる目的を達成するために設置する。

- (1) 県連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ、地区の実情を県連盟の施策に反映させること。
- (2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協働を図ること。
- (3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内の本運動を普及すること。

② 前項の目的達成のために、地区の組織、運営及び役員等は、理事会が別に定める。

(地区規約)

第59条 本章に定めない地区内の組織運営に関する規約は、日本連盟諸規定を逸脱しない範囲内で各地区が定め、理事会の承認を受けて、その効力を生ずる。

第11章 附則

(規定・細則)

第60条 この規約に定めのないものは、すべて日本連盟諸規定に準じて行い、県連盟の執行上の規定及び細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

② 前項の規定及び細則は、理事会の議決を経た後、総会に報告するものとする。

(実施期日)

第61条 この規約は、平成26年4月1日から執行する。

附則 昭和25年4月2日 制定 昭和25年5月3日 創立

1 この規約は令和2年6月28日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

附表 加盟団分担金（岡山連盟登録料） （第53条第2項関係）

登録料の内容	備考
(1) スカウト登録料 日本連盟登録料に1,800円を加えた金額	国際登録料を含む
(2) 指導者登録料 日本連盟登録料に2,800円を加えた金額	同上
(3) 隊登録料 日本連盟登録料に2,000円を加えた金額	
(4) 団登録料 日本連盟登録料の金額	

平成24年度から適用する。

(参考) 平成26年度 日本連盟登録料

- | | |
|-------------|--------|
| (1) スカウト登録料 | 3,000円 |
| (2) 指導者登録料 | 5,000円 |
| 複数指導者同居減免者 | 3,800円 |
| (3) 隊登録料 | 2,000円 |
| (4) 団登録料 | 2,000円 |